

中間前金払制度の導入について（お知らせ）

高砂市では、公共工事の円滑な施工確保に関し、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保が図れるよう、平成28年4月1日から下記のとおり「中間前金払制度」を導入することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 中間前金払制度とは

現在、市が発注する請負金額が1件500万円以上で、かつ工期が90日以上の記事について、その請負金額の10分の4以内において、前払を実施しています。

今回、新たに導入する中間前金払制度は、工事の中間段階で一定の認定要件を満たしている場合において、当初の前払金に追加して請負金額の10分の2以内の前払を行うものです。なお、中間前払については、当初の前払と同様に公共工事前払金保証事業会社の保証が必要となりますが、部分払いと比べて出来高検査を受ける必要がないため、手続きが容易であり支払いが早いことが特徴です。

2 対象となる工事

市が発注する請負金額が1件500万円以上で、かつ工期が90日以上の記事

3 前払金及び中間前払金の額

前払金：請負金額の10分の4以内（限度額は1億円）

中間前払金：請負金額の10分の2以内（限度額は1億円）

※ただし、債務負担行為等に係る契約の場合は「請負金額」を「各会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用します。

4 中間前金払の認定要件

当初の前払金を支出していることを前提として、次のすべての要件を満たしていることが必要となります。

- (1) 工期の2分の1を経過していること
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること
- (3) 既に行われた工事に係る経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること

5 部分払いと併用

原則として、部分払と併用することはできません。

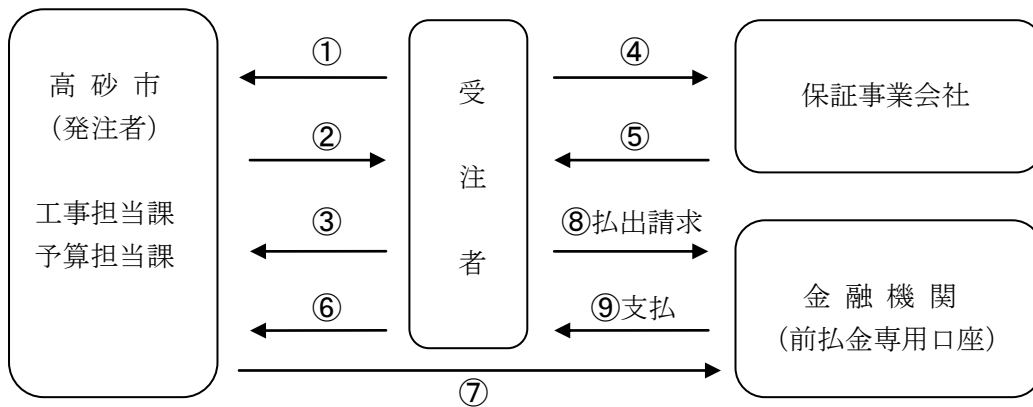
6 手続きの流れ

裏面の「中間前払金の請求手続き」をご参照ください。

7 施行開始

平成28年4月1日以降に実施決定する工事請負契約から適用します。

中間前払金の請求手続き



※中間前金払及び部分払のいずれをも受けることができる受注者は、契約締結時に「中間前金払と部分払との選択に係る届出書（様式第2号）」を提出し、中間前金払と部分払とのいずれを受けるかを選択する。

【中間前金払を選択された場合】

① 認定の請求

受注者は、高砂市（発注者）に「中間前金払認定請求書（様式第3号）」と「工事履行報告書（様式第4号）」等の必要書類を提出する。

② 認定調書の交付

発注者は認定請求に基づき、中間前金払をすることができる要件を具備しているかを決定し、具備している場合は「中間前金払認定調書（様式第5号）」を受注者に交付する。ただし、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定できない場合は「中間前金払不認定調書（様式第6号）」により受注者に通知する。

③ 中間前払金の交付申請

受注者は、中間前金払認定調書の交付を受けた場合「中間前金払交付申請書（様式第7号）」を発注者に提出し、交付申請する。

④ 保証の申込み

受注者は交付申請した後、保証事業会社に中間前金払保証の申込みをする。

⑤ 保証契約証書の発行

保証事業会社は、受注者に保証契約証書を発行する。

⑥ 保証契約証書の寄託

受注者は、発行された保証契約証書を発注者に寄託し、中間前払金を請求する。

⑦ 中間前払金の振込

発注者は、受注者の金融機関（前払金専用口座）に中間前払金を振り込む。

[担当] 高砂市財務部財務室契約管財課

TEL 079-443-9011